

# 老人クラブ会員向けに 3つの保険で安心補償

		1 傷害保険 総合型	2 傷害保険 活動型	3 賠償責任保険
補償範囲	ご自身のケガの補償	●	●	
	相手の物・ケガの補償			●
加入資格	会員	● 注1	● 注1	
	クラブ			● 注2

注1: クラブを通じての加入となります。  
注2: クラブ全会員での加入が条件となります。

## 1 傷害保険 総合型

**自分がケガをしてしまった時の保険です。**  
〈他人に与えたケガは、対象になりません。〉



例えばこんな時  
買物の帰りにちょっとした段差につまづき、転んでケガをしてしまった。

クラブ活動中だけでなく日常生活のケガも補償します。

## 2 傷害保険 活動型

例えばこんな時  
クラブ活動でグラウンドゴルフの練習中に転んで膝を捻挫してしまいました。

クラブ活動中とその往復途上のケガを補償します。

**対 象:** 老人クラブ会員なら、年齢制限もなく誰でも加入できます。(1人1口加入)

**補償範囲:** 総合型と活動型の2種類

**掛 金:** 〈総合型〉お一人掛金年額 10,000円、5,000円、3,500円  
〈活動型〉お一人掛金年額 2,000円、1,000円、500円 補償の詳細は、裏面をご確認ください。

**お支払いする保険金:** 死亡・後遺障害保険金(後遺障害保険金はクラブ活動中のみ)／入院保険金／手術保険金／通院保険金

**保険期間:** 掛金払込み日の翌月1日から1年間

**中途加入** 所属の老人クラブを通して、1年中いつでも加入いただけます。

傷害保険加入者特典

- デイリーサポート 電話相談
- 介護関連サービス ⇒ 介護保険制度、ケアプラン等の介護全般に関わる相談
- 生活支援関連サービス ⇒ 法律、税務、社会保険、暮らしのご相談

※相談先の電話番号は「覚書メモ」(旧:加入者カード)に記載されています。

## 3 賠償責任保険

**他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険です。**  
〈自分のケガは、対象になりません。〉



例えばこんな時  
公民館の清掃中、玄関の電灯交換中に誤って、電灯カバーを壊してしまいました。

例えばこんな時  
クラブ活動のボール体操で、相手の顔にボールをぶつけてしまい眼鏡が壊れて顔にケガをさせてしまった。

**補償範囲:** ○老人クラブ活動中の対人・対物(損壊)の損害補償(自動車等の所有・使用・管理に起因する事故は、対象外)  
○管理下財物(注)の盗難・紛失等(注)は裏面をご確認ください。  
○初期対応費用・訴訟対応費用特約: 支払限度額500万円(1事故)付帯  
但し、往復途上の事故およびご自身のケガは対象になりません。

**掛 金:** クラブの全会員数×100円(30名未満の場合は最低引受保険料3,000円)

**支払限度額:** 1億円(詳細は裏面をご確認ください)  
※お支払いされる保険金は、事故の損害額や賠償責任割合に基づき、保険会社が査定いたします。

**保険期間:** 毎年10月1日(午後4時)～翌年10月1日(午後4時)までの1年間

**申込方法:** 毎年9月15日までに賠償責任専用の掛金払込用紙(払込取扱票)で掛金を払込みください。  
加入時に会員名簿の提出は必要ありません。(裏面の引受条件をご確認ください。)

**中途加入** 「新規加入のクラブ」および「会員の追加加入」は可能です。  
・「新規加入クラブ」: 毎月15日までに掛金の払込で翌月1日からの加入となります。但し、保険期間は加入月の1日から直近の10月1日までとなります。  
・「会員追加加入」: 届出は不要です。掛金は加入年に限り必要ありません。

**公益財団法人 全国老人クラブ連合会** 保険係 お問い合わせ先 **03-3597-8770** ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> 老人クラブ傷害保険 検索 メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号 受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、資料請求先 **◆ 最寄りの市町村老人クラブ連合会に常備しています。**  
**◆ 不足の場合は市町村老連を通じて右記までご請求ください。** **専用FAX 03-3597-8767**



# 老人クラブ 3つの保険 〈掛金・保険金内容〉

## 傷害保険

平成28年7月1日改定

## 賠償責任保険

### ① 総合型

〈クラブ活動中・クラブ活動中以外を問わず日常生活全般(24時間)のケガを補償します。〉

➡ クラブ活動中のケガの場合は、**白地** + **薄いグレー** の合計 **黒色** の保険金額が支払われます。

➡ クラブ活動中以外のケガの場合は、**薄いグレー** のみの保険金額が支払われます。

年間掛金	10,000円	5,000円	3,500円			
ケガをした時の状況	活動型	総合型	活動型	総合型	活動型	総合型
補償内容	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中以外のケガの場合
死亡保険金	170万円 <b>387万円</b>	217万円	85万円 <b>194万円</b>	109万円	45万円 <b>136万円</b>	91万円
後遺障害保険金 <sup>(注1)</sup>	170万円 <b>170万円</b>	—	85万円 <b>85万円</b>	—	45万円 <b>45万円</b>	—
入院保険金日額 <sup>(注2)</sup> (1事故につき30日限度)	4,000円 <b>6,280円</b>	2,280円	2,000円 <b>3,140円</b>	1,140円	1,000円 <b>1,950円</b>	950円
通院保険金日額 <sup>(注2)</sup> (1事故につき30日限度)	2,600円 <b>4,300円</b>	1,700円	1,300円 <b>2,150円</b>	850円	650円 <b>1,250円</b>	600円

※「総合型」の職種級別A級は無職・事務職(傷害リスクの低い職業)等です。B級(傷害リスクの高い職業)については、下記をご参照ください。

**ご注意** ●職種級別B級に該当するおもな職種  
 ・建設業者、自動車運転者、採鉱・採石業者などの傷害リスクの高い職業。  
 ・上記に該当する方は、保険金額が変更になります。  
 ・詳しくは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合せください。

※注1 後遺障害保険金は、クラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。(後遺障害の程度に応じて、クラブ活動中の死亡・後遺障害保険金額の4%~100%が支払われます。)  
 ※注2 手術保険金のお支払額は、入院中以外(外来)は、入院保険金日額の5倍また入院中は、10倍となります。  
 ※注3 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、活動場所までの通常経路を指します。

### ② 活動型

〈クラブ活動中とその往復途上<sup>(注3)</sup>のケガを補償します。〉

➡ クラブ活動中のケガの場合は、下表の保険金額が支払われます。  
 クラブ活動中以外のケガの場合は補償されません。

年間掛金	2,000円	1,000円	500円
ケガをした時の状況	活動型	活動型	活動型
補償内容	活動中のケガの場合	活動中のケガの場合	活動中のケガの場合
死亡保険金	170万円	85万円	45万円
後遺障害保険金 <sup>(注1)</sup>	170万円	85万円	45万円
入院保険金日額 <sup>(注2)</sup> (1事故につき30日限度)	4,000円	2,000円	1,000円
通院保険金日額 <sup>(注2)</sup> (1事故につき30日限度)	2,600円	1,300円	650円

**ご注意** クラブ活動とは、各クラブで予め企画、実行したものを指します。

### ③ クラブ全員型

支払限度額：1億円

※施設賠償責任保険：対人・対物(1名・1事故)  
 ※生産物賠償責任保険：対人・対物(1名・1事故・保険期間中)  
 ※初期対応費用、訴訟対応費用特約：支払限度額500万円(1事故)も付帯されております。  
 ※詳細については、賠償責任保険の「概要・ご加入の際の注意事項」をご参照ください。  
 (お支払される保険金は、事故の損害額や賠償責任割合に基づき、保険会社が査定いたします。)

#### 引受条件

- ・全会員でご加入ください。(30名未満の場合は最低引受保険料3,000円)
- ・ご加入時の会員数に誤りがある場合は、保険金をお支払いできないことまたは保険金のお支払いが削減されることがあります。
- ・保険金請求の際は、「老人クラブの補助金申請時」および「事故発生時」の全会員名簿が必要です。また所属市町村老連の「会員数証明」が必要となる場合があります。

#### 保険金をお支払する場合

被保険者(単位老人クラブ・会員)が、日本国内において次の①・②の事由について、法律上の損害賠償責任(注)を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

- ①施設賠償責任
  - ・被保険者(単位老人クラブ・会員)が、クラブ活動で使用する施設においてクラブの管理下で行事に参加している間、またはクラブ活動をしている施設に起因する偶然な事故によって、他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと(盗難・紛失を含みます。)
- ②生産物賠償責任
  - ・被保険者(単位老人クラブ・会員)がクラブ活動で製造、販売もしくは提供したもの、または業務・サービスの結果に起因して他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと

(注)「法律上の賠償責任」  
 法律上の損害賠償責任が発生したことが要件となります。  
 (注)引受保険会社の承認を得ないで示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。  
 (注)管理下財物とは日本国内において被保険者(単位老人クラブ・会員)が占有または使用等している第三者の財物。